

団体概要書



平成 23 年 5 月

NPO法人 なりた花の会

NPO法人 なりた花の会

定 款

私ども NPO 法人なりた花の会は、これまで過去 30 年間に渡り、民間の任意団体「なりた花の会」として“咲かせよう街に心にきれいな花を！”を活動テーマに市民運動団体として公共緑化を中心に花と緑のあるまちづくりを提唱・実施してまいりました。

そして、活動 30 年目を迎えた本年 4 月 25 日に、かねて申請中であった NPO 法人設立に必要な認証書が千葉県知事より交付され、その後 5 月 2 日に登記完了と同時に NPO 法人なりた花の会として正式に設立となったものであります。

今後は、より一層国際都市成田にふさわしい花と緑のあるまちづくりを官民一体・市民協働の動きとして各種関連事業を強化実施していこうとする団体です。

(法10条第1項第1号)

特定非営利活動法人なりた花の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人なりた花の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県成田市宝田1135番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、花と緑をテーマに美しいまちづくりを行い、人々の心の中にうるおいとやすらぎを与える豊かで平和な社会づくりのために貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 花や緑を通して美しいまちづくりに寄与する事業
- ② 花や緑を通して教育・福祉・文化的発展に寄与する事業
- ③ 花と緑に関する普及・啓発事業
- ④ 花と緑に関する講演会・研修会等の実施事業
- ⑤ 花と緑のあるまちづくりに関する調査・研究及びそれらの提唱・提案等の実施事業
- ⑥ 公共団体等からの花と緑に関する受託事業
- ⑦ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 正会員 | この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 |
| (2) ボランティア会員 | この法人の活動に参加するために入会した個人及び団体 |
| (3) 賛助会員 | この法人の活動を賛助するために入会した個人及び団体 |

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 清算人の選任
- (8) 残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（千葉県特定非営利活動促進法施行条例第 3 条の 2 に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 資産の管理方法
- (8) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者若しくは電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計 1 種とする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、理事会において別に定める額を超える価額の借入金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 52 条 この法人が解散するときは総会において清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数に

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	小川 善嗣
副会長	鈴木 洋子
同	船津 裕隆
理事	野嵐 和子
同	大木 好広
監事	高木 瓊子
同	鈴木 歳夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年4月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

・正会員	10000円
・ボランティア会員	5000円
・賛助会員	5000円

(2) 年会費

・正会員	5000円
・ボランティア会員	5000円
・賛助会員	10000円

○ NPO法人設立に際し、本年2月14日に千葉県知事あて申請の際添付した、民間任意団体「なりた花の会」の活動30年のあゆみ一覧です。

なりた花の会の活動と沿革

平成23年2月14日現在

(会の名称) 設立当初「街に花をひろげる会」としてスタート、以後、活動6年目を迎えた昭和62年4月1日に名称を「なりた花の会」と改称。

(会の設立) 昭和57年9月29日設立

(会員数) 設立当初は9名でスタート、現在会員18名、協力者約10名
現在までの登録会員延人数約200名、平成21年度まで常時40～50名登録会員あり、H22.4月組織改変で現状人数となる。

(会員の条件) 1. 本会の活動に関心をいだく市民のみならずどなたでも。
2. 活動を3ヶ月間共にしていただき、なおかついずれかの現会員の紹介によりプロジェクトチーム代表者会議(役員会)で承認を得た方。

(活動の目的) 公共緑化として花や緑を育て、それを維持管理し、その美しい花と市民が精神的一体感をもって接することによって、人々の心が息づく新たなライフステージを創造し、よりフローラルなまちづくりを行う。

(活動資金) ・行政：成田市、千葉県、(財)自治総合センター<自治宝くじ緑化基金>などからの補助金、市委託事業の受託収入金、
・地元協賛企業からの援助金

(事業実績額) 30年間の活動で約2億円余りの実績額となる事業を展開。

(活動概要)

◎ 会議

- 総会……………毎年6月開催
- 全体打合会……必要に応じて開催
- プロジェクトチーム代表者会議(役員会) ……毎月1回開催
- プロジェクトチーム打合会……各チームごとに随時開催

◎ 花の事業

○街頭花壇整備

駅前通り、市役所通り、JR成田駅東口ロータリー、京成成田駅東口ロータリー、R51号線沿、赤坂地区センターなど(S59～現在まで)

○JR成田駅西口コンコース花飾り

プランターによる花飾り、当初100基を設置、現在では花壇の植栽も併せて実施(S59～現在まで)

○市役所敷地内花飾り

特大プランター4、大プランター9、小プランター30基を設置(S58～S

63) 以後民間業者に移行

○公共施設の花飾り

市中央公民館、市図書館をプランターによる花飾り (H4~H13)

○公的行事の花飾り協賛

市制施行記念行事 (40周年・50周年)、市民憲章制定記念行事、文化庁芸術祭、市民文化祭行事等

○公式行事の花の装飾事業

千葉国体・千葉大会において成田競技会場 (15会場) の花飾りを実施 (H22)

(なりた花の会を中心に、関係6団体で「千葉国体植える花夢フラワー成田」を発足し、事業実施)

○成田市さくらの山、花壇造成寄贈

大型花壇2ヵ所の造成・植栽、樽プランター10基寄贈 (H20)

○京成成田駅東口コンコース花飾り

花壇3ヵ所の植栽、プランター4ヵ所の植栽 (H22~現在まで)

○市内各小中学校への草花の苗無償配布

春季・秋季年間2回、各校にプラグ苗を平均400本ずつ配布 (H元、モデル校から配布、H3~H19まで全校配布)

○草花の格安頒布会 (一般市民向)

毎回1000~2000鉢の草花を1鉢100円で頒布

(H59から毎月第一日曜日に扇屋ジャスコ成田店で開催、延264回実施)

○フラワーリングカレッジ (市民花の輪大学)

フローラルシティ実現のための講演、園芸講座 (NHK趣味の園芸講師を招くなど) (過去4回開催)

○フラワーリングツアー (市民花の輪旅行)

花の生産地を視察する花の市民旅行・毎回100~200名を対象に実施 (年1回春季に開催、その他花の万博など市民参加による花のツアーを主催)

◎ 会設立周年記念事業

○ (花の輪運動) 設立5周年フェスティバル

園芸講座、フラワーコンサート、草花の大頒布会を開催 (S61)

○ (花の輪運動) 設立10周年フェスティバル

① フラワーコンサート (1400名参加)、1人1鉢栽培、草花3000鉢街頭大頒布会を開催 (H3)

② 市に対し、駅前通り、市役所通りの花壇ブース整備と花の植栽を提唱

- ③ 街角花壇の整備助成制度をスタート（会員実施向け対象事業）
- ④ 市内各活動拠点の備品整備事業の実施（メンテナンス倉庫、必要備品の整備）
- （花の輪運動）設立15周年フェスティバル
 - ①みどりの日記念講演会を開催（350人参加）（H8）
 - ②市に対し、空港周辺美化協会の発足と国道295号沿線の緑化を提唱
- （花の輪運動）設立20周年フェスティバル
 - ①駅前通り、市役所通りにハンギングバスケットによる花の装飾事業を実施
 - ②ハンギングバスケット事業実施のため、会の農場（ビニールハウス2棟）を整備
 - ③ハンギングバスケット事業実施のため、メンテナンス車両の増車
- （花の輪運動）設立30周年を活動の節目として、民間の任意団体である現状の「なりた花の会」をNPO法人化し組織の格上げを実施予定（現在、事務作業進行中）（H22～23）

◎当会がこれまで30年間活動した中での受賞（彰）歴

- ・成田市、JR東日本千葉支社、千葉日報社、（財）花と緑の農芸財団、（社）日本善行協会などから公共緑化事業に関する功労団体として功労賞、善行賞などを受賞
- ・第12回「みどりの愛護」功労団体として国土交通大臣表彰を受彰（H13）
- ・第15回「みどりの愛護」功労団体として内閣総理大臣表彰を受彰（H16）
- ・第12回全国都市緑化フェア花壇コンテストにおいて大会奨励賞を受賞（H7）

以上が当会としての30年間の活動（市民運動）の沿革の概略であります。

◎ ここ一年間の実施事業から **活動記録写真**

市役所、駅前通り H22. 5



市役所、駅前通り H22. 10

市役所、駅前通り 植込み作業

H22. 5



JR成田駅西口コンコース

H22. 5



JR成田駅西口コンコース

H22. 10

JR成田駅西口コンコース 植込み作業





京成成田駅東口デッキ H22. 5



京成成田駅東口デッキ 植込み作業





赤坂地区センター（ボンベルタ脇）



国道295花壇植込み作業（市環境ネットワーク）

H22. 5



千葉国体成田会場（各種競技会場）

H22. 9



咲かせよう 街に心に きれいな花を!

NPO法人 **なりた花の会**

〒286-0844 成田市宝田1135番地
TEL 0476-22-8710 FAX 0476-85-8701